

洪水ハザードマップの配布



石狩川および豊平川などの堤防が決壊した場合、浸水が想定される区域と、その場合の避難場所などを記載した「洪水ハザードマップ」。北・東区の浸水の危険性がある区域にはすでに配布済みですが、北・東区の残りの世帯と、白石・厚別区の各世帯にも9月下旬からお配りしています。

【詳細】危機管理対策課 ☎(215) 2090

秋の火災予防運動

(10/15(金)～10/31(日))

これからの季節は空気が乾燥する上、ストーブを使う機会が増えますので、火の取り扱いには十分注意してください。また、今年は住宅火災によって亡くなる方が、例年に比べ非常に多くなっています。火災を早く発見できる、住宅用火災警報器を設置するなど、万が一に備えましょう。

期間中は、防災に関するさまざまなイベントを開催しますので、ぜひご参加ください。

【詳細】予防課 ☎(215) 2040



福祉

特別養護老人ホームの入居者募集

施設名 アビターレナーシングホーム(豊平区平岸2の2)。来年4月開設予定。全室個室。対象日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護1以上の方80人。費用要介護度に応じた負担のほか、食事代など。

申込10月1日(金)から開設準備室(施設所在地)、市役所3階高齢施設課、区役所などで配布する申込書を、11月12日(金)(必着)までに送付か持参。

【詳細】高齢施設課 ☎(211) 2972

母子寡婦福祉センター催し

対象は母子家庭の母と寡婦(以前母子家庭の母だった方)です。

△離・転職セミナー▽
 内容面接や企業訪問など。

日時・定員 10月26日(火)午後6時30分～8時30分。30人。

申込10月12日(火)から電話。(先着)

申込先・詳細 市母子寡婦福祉センター ☎(631) 3270

△ワード・エクセル2級講習会▽
 日時 11月19日(金)～来年2月4日(金)の月・水・金曜午後6時15分～8時45分。全28回。

有料道路の通行料金割引証の廃止

身体障害者手帳などの交付を受けている方やその介護者が、自動車を運転する場合に交付していた「通行料金割引証」が、今年5月末をもって廃止となりました。現在は、障害者手帳の備考欄に区役所で押した証明印を料金所で提示し、割引されるようになっていきますので、該当者は随時区役所の保健福祉サービス課で手続きしてください。

【詳細】区役所(14階)の保健福祉サービス課

対象ワードおよびエクセル3級取得者20人。

費用 2千円程度。

申込 10月13日(水)、14日(木)に直接。(抽選)

申込先・詳細 市母子寡婦福祉センター(社会福祉総合センター1内/14階) ☎(631) 3270
 か区役所(14階)の保健福祉サービス課

訪問指導員の登録者募集

加齢や障がいなどのため療養している、40歳以上の方とその家族を訪問し、療養・介護方法などを指導します。

対象 看護師または保健師の資格をお持ちの55歳未満で健康な方(実務経験3年以上で離職後10年以内)。

申込随時電話。

申込先・詳細 在宅福祉サービス協会 ☎(272) 4020

児童手当・特例給付

10月期(6月～9月)分の手当ては10月13日(水)に指定の金融機関口座に振り込まれます。ただし、今回の制度改正(小学校第3学年修了前までに拡大)に伴い、新規申請された方は、申請時期によって振り込み日が11月以降になることがあります。

特例給付受給者の加入年金状況に変更があったときは、受給資格がなくなる場合もありますので、必ず届け出てください。届け出が遅れると、すでに受け取った手当てをお返しいただくこともあります。

【詳細】区役所(14階)の保健福祉サービス課

医療費の助成

市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者が対象。事前に区役所の保健福祉サービス課で受給者証の交付申請をしてください。(制度改正については9ページ参照)

△乳幼児医療費▽

対象 0歳～就学前のお子さん(主として生計を維持する方に所得制限あり)。ただし、平成13年3月31日以前に生まれたお子さんを除く。

助成額 入院の場合、4歳未満と住民税非課税世帯の4歳以上の通院の場合Ⅱ初診時の一部負担金(医科は580円、歯科は510円)を除いた額。住民税課税世帯の4歳以上で通院の場合Ⅱ医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。

△重度心身障害者医療費▽

対象 ①1～3級(3級は内臓の機能障がいに限る)の身体障害者手帳をお持ちの方。②知的障がいがあり、A判定の療育手帳をお持ちか重度と判定(診断)された方。①②とも主として生計を維持する方に所得制限あり。

助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)または医療費の1割(負担の上限あり)を除いた金額。ただし、父母は入院医療費のみの助成。

△老人医療費▽

対象 ①昭和14年7月31日以前に生まれた70歳未満の方で次